

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 30 年 12 月 12 日付け大人事厚第 33 号、平成 30 年 12 月 17 日付け大福企総第 28 号及び平成 31 年 1 月 8 日付け大人事厚第 47 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った平成 30 年 11 月 5 日付け大人事厚第 26 号により行った部分開示決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 30 年 11 月 29 日付け大人事厚第 30 号により行った部分開示決定（以下「本件決定 2」という。）で開示しないこととした部分のうち、別表 1 及び別表 2 に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関が行った平成 30 年 11 月 29 日付け大福企総第 25 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定 3」といい、本件決定 1 及び本件決定 2 とあわせて「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 本件決定 1

審査請求人は、平成 30 年 10 月 22 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 28 年 8 月 1 日に人事室 A 産業医と当時の上司による『心の健康問題等に関する相談事業』における面談内容を記した記録」を求める保有個人情報の開示請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。

実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報を「健康相談・面接記録（平成 28 年 8 月 1 日）」と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、「相談・指導内容、および経過」を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定 1 を行った。

記

「条例第 19 条第 6 号に該当
（説明）」

本市が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、職員の『心の健康問題等に関する相談事業』に関し、公正かつ円滑な相談事業の確保に支障を及

ばすおそれがあるため。」

2 本件決定2及び本件決定3

審査請求人は、平成30年11月15日、条例第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「審査請求人に関する書類のうち、項目①就業上の措置計画書及び実施記録票、就業上の措置に係る意見書兼措置実施結果記録（審査請求人が大阪市に入職してから現在までの全て）、項目②平成28年8月1日に行われた心の健康問題等に関する相談事業の相談票、項目③平成28年8月1日に行われた心の健康問題等に関する相談事業実施後の相談員（A医師等）からの意見書と記録、項目④平成28年8月1日に行われた心の健康問題等に関する相談事業実施後の相談者（当時の上司であるB課長、C係長）の報告書と記録、項目⑤平成28年8月10日、平成28年9月26日、平成28年10月24日のA医師から業務命令としてDクリニックに受診同行した際のB課長、C係長の報告書と記録、項目⑥平成28年11月11日、平成28年12月9日、平成29年1月27日のストレスチェック面談のA医師からの意見書と記録、項目⑦平成29年10月11日のストレスチェック面談のA医師からの意見書と記録、項目⑧平成29年11月14日のA医師が福島区役所へ出張面談した際の意見書と記録、項目⑨平成30年10月10日のストレスチェック面談のA医師からの意見書と記録、項目⑩平成28年11月11日から平成28年12月9日の間にA医師がC係長から審査請求人の就業状況を聞き取った記録」を求める保有個人情報の開示請求（以下「本件請求2」といい、本件請求1とあわせて「本件各請求」という。）を行った。

(1) 部分開示決定

実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報のうち「相談票」、「健康相談・面接記録（平成28年8月1日）」、「管理監督者健康相談記録（平成28年11月22日）」、「健康相談・面接記録（平成28年11月22日）」と特定した情報について、条例第23条第1項に基づき、「記入者」、「相談日来庁予定者」、「相談目的」、「相談内容」、「既往歴等」、「経過（勤怠状況等）」、「相談・指導内容、および経過」及び「相談・指導内容」を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定2を行った。

記

「条例第19条第6号に該当

（説明）

本市が行う事務又は事業に関する情報であって、職員の『心の健康問題等に関する相談事業』及び『ストレスチェック実施後の管理監督者の健康相談』に関し、開示することにより、相談者が率直な意見や具体的な状況を発言しづらくなることや、面接担当者においても相談者へ適切な指導助言等を行いにくくなり、公正かつ円滑な相談事業の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。」

(2) 不存在による非開示決定

実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報のうち、項目①のうち「就業上の措置計画書及び実施記録票」及び項目③、④、⑤に該当する「就業上の措置計画書及

び実施記録票」、「平成 28 年 8 月 1 日に行われた心の健康問題等に関する相談事業実施後の相談員（A 医師等）からの意見書」、「平成 28 年 8 月 1 日に行われた心の健康問題等に関する相談事業実施後の相談者（当時の上司である B 課長、C 係長）の報告書と記録」、「平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年 9 月 26 日、平成 28 年 10 月 24 日の A 医師から業務命令として D クリニックに受診同行した際の B 課長、C 係長の報告書と記録」に係る情報（以下「本件各情報」という。）については、保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 3 を行った。

記

「項目①のうち『就業上の措置計画書及び実施記録票』は復職面接時に作成する文書であり、当該職員に対しては作成する事務がないことから、当該保有個人情報をもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

項目③『平成 28 年 8 月 1 日に行われた心の健康問題等に関する相談事業実施後の相談員（A 医師等）からの意見書と記録』のうち意見書、項目④『平成 28 年 8 月 1 日に行われた心の健康問題等に関する相談事業実施後の相談者（当時の上司である B 課長、C 係長）の報告書と記録』、項目⑤『平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年 9 月 26 日、平成 28 年 10 月 24 日の A 医師から業務命令として D クリニックに受診同行した際の B 課長、C 係長の報告書と記録』については、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 11 月 12 日に本件決定 1 を不服として、平成 30 年 12 月 7 日に本件決定 2 及び本件決定 3 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づきそれぞれ審査請求（以下順にそれぞれ「本件審査請求 1」、「本件審査請求 2」及び「本件審査請求 3」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 の趣旨及び理由

本件決定 1 及び本件決定 2 を取り消し、開示決定を求める。

開示しないこととされた部分は非開示情報に該当しないため。

平成 28 年 8 月 1 日の心の健康問題等に関する相談事業において、当時の上司が A 産業医に私が仕事を出来ていない状況を相談し、A 産業医から私個人の診察に上司 2 人が同席するよう業務命令があったとの説明があり、プライベートである私個人の診察の場に上司 2 人が 3 回同席した。私自身についての上司からの相談経過、また A 産業医による上司への指導内容について開示出来ないというのは条例第 19 条第 6 号に該当しない上、法律的に個人の知る権利の侵害にあたるため。

産業医制度に則った対応が依然為されていないため。

整然と規則に決まった事後の対応がされていない。

2 本件審査請求3の趣旨及び理由

本件決定3について不存在であるのは、あり得ないため再調査し、開示決定を求める。

平成28年8月1日の心の健康問題等に関する相談事業において、A産業医等から業務命令を受け、審査請求人の受診に同行するとB元課長は平成28年8月2日に言っている。B元課長、C元係長は業務命令として受診同行した事実が3度あり、「当該保有個人情報を取得している」ことは明白である。

またパワハラ相談においてE課長と人事室厚生グループF課長代理によるパワハラが無かったとする客観的な事実の確認が既に行われており、外部相談員のG弁護士も確認済であると私は文面にて確認している。

それにも関わらず平成28年8月1日にA産業医が受診同行を指示した意見書と、B課長、C係長が業務として受診同行した際の報告書が存在しないことは業務上、組織上あり得ない。本件決定3の不存在理由は、パワハラ相談の調査結果と矛盾する。

パワハラ相談担当に項目③と項目⑤の文書の所存を問い合わせ、A医師、B元課長、C元係長から再度事実の確認を行っていただきたい。

文書の名称が異なっていることや、保管場所が本庁人事室厚生グループ、G弁護士の手元にあることも考えられるので、広範囲に調べ、必然的に存在するその内容の文書を探し出し、開示して頂くよう、強く求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 「心の健康問題等に関する相談事業」について

「大阪市職員安全衛生管理計画」では、職員が安心して職務に専念できるように対策を講じなければならないとし、心の健康づくり対策として「大阪市職員心の健康づくり計画（第2次）」を策定している。

「大阪市職員心の健康づくり計画（第2次）」では、管理監督者は、職員の日常の変化を的確に把握し職員からの相談に応じ、安全配慮義務を果たす責務があると規定し、管理監督者はその責務を果たすため「心の健康問題等に関する相談事業」（以下「相談事業」という。）を利用している。

相談事業は、「心の健康問題等に関する相談事業実施要領」に基づき、職場における心の健康づくり対策の推進に寄与することを目的として実施しており、相談者（管理監督者等）から行われる、心の健康問題を抱える職員への対応方法等の様々な相談について、人事室人事課厚生グループ（以下「人事室厚生グループ」という。）の職員（総括産業医等）が、相談員として、専門的な立場からの助言を行う事業である。

管理監督者等からの相談は、様々であるが、職員のメンタル疾患が疑われるような場合は、時間外勤務の縮減や産業医と本人の面談、主治医との情報共有について専門的立場から助言を行う。

2 ストレスチェック制度について

ストレスチェック制度は労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）第 66 条の 10 に規定されており、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的とする。

ストレスチェック制度に基づいた、本市における「ストレスチェック」は、職員がストレスチェック調査票に回答し、その結果、高ストレスと判定された者を対象者として人事室が総括産業医等の面接を勧奨し、希望者に面接を実施している。総括産業医等が面接後、面接対象者に対する就業上の措置の検討が必要と判断した場合には、面接対象者の管理監督者と「ストレスチェック実施後の管理監督者の健康相談」（以下「管理監督者健康相談」という。）を実施し就業上の措置や所属での配慮について専門的立場から助言する。

3 本件決定 1 及び本件決定 2 について

(1) 本件決定 1 及び本件決定 2 で非開示とされた情報の条例第 19 条第 6 号該当性

本件決定 1 及び本件決定 2 で非開示とされた情報（以下「本件非開示情報」という。）は、これを開示することにより、公正かつ円滑な相談事業の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 19 条第 6 号に該当すると考える。

本件非開示情報は、相談事業及び管理監督者健康相談（以下「相談事業等」という。）の実施にあたり、その相談内容等を相談対象となる職員（以下「対象者職員」という。）に開示することにより、対象者職員が専門的な助言を受け入れやすくなる場合も想定はできるものの、「心の健康問題」については、対象者職員が自覚していない場合が多く、対象者職員に開示されると、その内容が対象者職員の認識と異なっているという理由から相談者に対する対象者職員の心理的反発や抵抗が生じ、相談員や相談者への不信感により、精神的な悪影響を与えることになる。また、対象者職員への開示を前提とした相談では、対象者職員の認識等を考慮するあまり、相談者は率直な意見や具体的な状況を発言しづらくなり、更には相談事業の利用を躊躇させる要因となり、管理監督者の役割である、職員の安全配慮義務（組織を運営するのは所属長・部長・課長・係長等であり、これら現場の管理監督者は安全配慮義務の履行補助者とみなされる。）が果たせなくなる。また、相談員も相談者に対して適切な指導助言等を行いにくくなり、相談事業等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のとおり、相談事業等は、相談内容等の秘密が保持されることが前提に運用されていることから、この前提を覆し、本件非開示情報を開示することは、公正かつ円滑な相談事業等の確保に支障を及ぼすおそれが明らかであることから、条例第 19 条第 6 号に該当する。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、「平成 28 年 8 月 1 日の心の健康問題等に関する相談事業において、当時の上司が A 産業医に私が仕事を出来ていない現状を相談し、A 産業医から私個人の診察に上司 2 人が同席するよう業務命令が有ったとの説明が有り、プライバー

トである私個人の診察の場に上司2人が3回同席した。」ことを理由として主張しているが、相談事業は、管理監督者等を対象とした、相談員である総括産業医等による相談事業であり、相談員は、相談に対する助言を行うもので、業務命令を行うことはなく、また、業務命令を行う立場にはない。たとえ面談がきっかけであったとしてもそれは専門的な立場からの助言であり、そういった助言に至った内容も含めての相談内容等の秘密保持を前提とした事業であることから、本件非開示情報を開示する理由にはならない。

4 本件決定3を行った理由について

本件請求2は、人事室A産業医と審査請求人の当時の上司によって、平成28年8月1日に行われた相談事業実施後に、相談員（A産業医等）が作成したであろうと審査請求人が考える意見書及び平成28年8月10日、平成28年9月26日、平成28年10月24日に、B課長及びC係長がDクリニックへ受診同行した際に作成したであろうと審査請求人が考える報告書と記録の開示を求めたものである。

(1) 意見書について

相談事業の目的は前記1のとおりであるが、実施においては、管理監督者等が職場において心の健康問題を抱える職員の対応方法等を専門的立場である相談員（総括産業医等）から助言を受けている。

通常、相談者に対して相談員から相談内容に対する助言等を意見書等の文書により交付することはなく、相談事業の実施要領においても、作成・管理しなければならない定めはない。平成28年8月1日に実施された相談（以下「本件相談」という。）においても、相談者に対し相談員からの口頭による助言があり、相談員はその助言を受けて審査請求人への対応方法等を検討したものであるが、その助言内容にかかる相談員からの意見書等の文書は取得しておらず実際に存在しないため、本件決定3を行った。

(2) 報告書及び記録について

平成28年8月10日、平成28年9月26日及び平成28年10月24日のDクリニックへの受診同行については、心の健康問題を抱える職員の対応方法等を職場においてどのように配慮すべきかを、当該職員の主治医の立場から助言を受けることを目的としたものであり、職場における配慮の方針や方法を検討・決定する権限を持つ管理監督者（B課長）と当該職員の直接の上司（C係長）が直接主治医から助言を受け、両職員間で共有されていたことにより、職場における配慮の方針等の検討は行われるものであることから、報告書や記録を改めて作成する必要性もなく、主治医から意見書等の文書の交付も受けていない。また、B課長は後日、上司である副区長、厚生担当である企画総務課長に対して職場の状況を報告する中で、審査請求人に受診同行した旨を報告しているが、当該報告については口頭で行われ、受診同行の際にC係長が個人の備忘用にメモをとっていたが、組織として利用を予定していないものであり、かつ、現に組織として利用していないものであるから、保有個人情報に該当しないため、本件請求2に係る保有個人情報として特定すべきでない。

よって、報告書及び記録をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないため、本件決定3を行った。

(3) 審査請求人の主張に対する反論

ア パワーハラスメント相談の調査結果について

審査請求人に係るパワーハラスメント相談の調査結果においては、パワーハラスメントに該当する事実はなかったとする調査結果が出されたが、その調査結果において、本件請求2に関する保有個人情報に実際に存在する、または存在しないという点について述べられているものではない。また、審査請求人は、本件決定3に対してパワーハラスメント調査結果とどの点に矛盾が生じているのかを主張しておらず不明である。

イ 本件各情報の探索について

本件請求2において開示を求められている保有個人情報については、そもそも保有個人情報を取り扱う事務の名称及び保有個人情報を特定するに足りる事項として文書名により審査請求人から指定されていたのではなかったため、本件各情報についてそれぞれ、平成28年8月1日に行われた相談事業実施後に、相談員が作成したであろうと審査請求人が考える意見書に類する情報、平成28年8月10日、平成28年9月26日及び平成28年10月24日に、B課長及びC係長がDクリニックへ受診同行した際に作成したであろうと審査請求人が考える報告書や記録に類する情報という観点で検索を実施したことから、文書名が相違していることにより本件決定3を行ったものではない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各請求に係る保有個人情報について

(1) 本件決定1及び本件決定2において特定された情報

実施機関が本件決定1及び本件決定2において特定した情報は、相談事業の利用

のために相談者である福島区役所職員が事前に作成した「相談票」及び当該相談の際に相談員として総括産業医等が作成した「健康相談・面接記録（平成 28 年 8 月 1 日）」並びに平成 28 年 11 月 22 日に実施された管理監督者健康相談の際に総括産業医等が作成した「管理監督者健康相談記録（平成 28 年 11 月 22 日）」及び「健康相談・面接記録（平成 28 年 11 月 22 日）」に記載された情報である。

当審議会が見分したところ、当該情報は、相談事業の利用のために審査請求人の当時の上司が相談内容等を相談票に記入した情報（以下「本件相談情報 1」という。）と総括産業医等が自らの言葉で相談内容や相談者等に対する助言を相談・面接記録等に記載した情報（以下「本件相談情報 2」という。）に分類できる。

(2) 本件決定 3 において不存在を理由に非開示とされた情報

実施機関が本件決定 3 により保有していないとした情報は、本件相談において審査請求人の受診同行を指示したとする総括産業医等による意見書（以下「本件意見書」という。）及び当該受診同行において同行した職員が作成したとする報告書及び記録（以下「本件報告書等」という。）である。

3 争点

(1) 実施機関は本件非開示情報が条例第 19 条第 6 号に該当するとして本件決定 1 及び本件決定 2 を行ったのに対し、審査請求人は、本件非開示情報を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 の争点は、本件非開示情報の条例第 19 条第 6 号該当性である。

(2) また、審査請求人は、本件意見書及び本件報告書等が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関はいずれも存在しないとして争っている。

したがって、本件審査請求 3 の争点は、本件意見書及び本件報告書等の存否である。

4 本件決定 1 及び本件決定 2 の妥当性について

(1) 条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は目的を達し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件非開示情報の条例第 19 条第 6 号該当性について

ア 実施機関は、「心の健康問題」については、対象者職員が自覚していない場合が多く、健康相談・面接記録を開示することにより、その内容が対象者職員の認識と異なっている場合に、相談者に対する心理的反発や抵抗が生じ相談員や相談者への不信感を与えることとなるほか、対象者職員の認識を考慮するあまり、相談者が率直な意見や具体的な状況を発言しづらくなり、ひいては相談者に相談事業の利用を躊躇させたり、相談員が相談者に対する適切な指導助言等が行いにくくなるなど、相談事業等の円滑な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると主張している。

イ 本件相談情報 1 について

(ア) 相談事業は、相談者が心の健康問題を抱える職員に対して適切に対応をするために、相談員に具体的な事案について相談し助言等を受けるものであることから、相談者は自らの主観に基づく観察、分析、判断、対応等を相談票に率直に記載する必要があると考えられる。そうすると、相談票には対象者職員の意に沿わない所見、評価等が記載されている場合も想定され、相談者の所見、評価等が開示されることにより、対象者職員が相談者に不信感を抱き、対象者職員と相談者の関係が悪化することになり、心の健康問題を抱える対象者職員への適切な対応を行うことが困難になるなど、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

(イ) 上記(ア)を踏まえて、当審議会では本件相談情報 1 における非開示部分（以下「本件非開示部分 1」という。）を見分したところ、「相談内容」、「経過（勤怠状況等）」欄に記載された情報については、相談者が審査請求人に対する所見や評価を率直に記載していることが認められる。また、「既往歴等」欄には、相談者が審査請求人への対応方法の相談をするうえで参考となりうると考えた審査請求人の傷病名を過去の既往歴も含めて記載していることが認められるが、実施機関によると、相談者の推測も含めて審査請求人とこれまで関わった中で得ていた情報を取捨選択して記載したとのことである。

また、「記入者」欄には、相談事業を利用した所属、担当者氏名及び担当部署の電話番号、「相談日来庁予定者」欄には、実際に本件相談において人事室厚生グループ職員と面談した職員の所属、補職及び氏名、「相談目的」欄には相談事業を利用する目的が記載されていることが認められる。

(ウ) 本件非開示部分 1 のうち別表 1 の情報を除いた部分については、相談者が審査請求人に対する所見や評価を率直に記載したもの等であり上記(ア)に該当し、開示することにより、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、条例第 19 条第 6 号に該当する。

(エ) 一方、本件非開示部分 1 のうち別表 1 の情報については、相談事業を利用した福島区役所に確認したところ、本件相談後に審査請求人に対して、相談事業を利用したことを伝えているとのことである。そうすると、別表 1 の情報は審査請求人が了知している事実のため、審査請求人に開示したとしても、審査請求人が相談者に対する不信感を抱くとは言えず、相談事業の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるとは認められないことから、条例第 19 条第 6 号

に該当しない。

ウ 本件相談情報2について

- (ア) 実施機関によると、相談事業は当該相談の相談者である対象職員の管理監督者等と相談員である総括産業医等の間で行われ、管理監督者健康相談は、ストレスチェックにおいて面接対象者とされた職員の管理監督者と総括産業医等の間で行われ、いずれも対象者職員は同席しておらず、総括産業医等が管理監督者等に対して対象者職員への対応方法について助言等を行っているとのことである。

相談事業等では、相談者は自らの主観に基づく観察、分析、判断、対応等を率直に当該相談等の場で相談員へ伝えており、相談員はその説明を踏まえて対応方法等を助言していると考えられる。そうすると、上記イ(ア)と同様に、面接・相談記録等には対象者職員の意に沿わない所見、評価等が記載されている場合も想定され、相談者の所見、評価等が開示されることにより、対象者職員が相談者に不信感を抱き、対象者職員と相談者の関係が悪化することにより、心の健康問題を抱える対象者職員への適切な対応を行うことが困難になるなど、相談事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (イ) 上記(ア)を踏まえて、当審議会では本件相談情報2における非開示部分（以下「本件非開示部分2」という。）を見分したところ、「相談・指導内容、および経過」欄及び「相談・指導内容」欄には、相談者名並びに相談者の相談内容及び相談員の助言内容が記載されており、それぞれ相談員及び相談者の所見、評価が記載されていることが認められる。また、「相談・指導内容、および経過」欄には相談者名が、「氏名」欄には二重線で消された相談者名が記載されていることが認められる。
- (ウ) 本件非開示部分2のうち別表2の情報を除いた部分については、相談員及び相談者の所見、評価等であり上記(ア)に該当し、開示することにより、相談事業等の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、条例第19条第6号に該当する。
- (エ) 他方、本件非開示部分2のうち別表2の情報については、相談事業を利用した福島区役所に確認したところ、本件相談後に審査請求人に対して、本件相談において総括産業医等から審査請求人の受診に同行するよう助言があったことを伝えており、事実審査請求人とB課長及びC係長が同行したとのことであった。そうすると、これらの情報は審査請求人にとって了知している事実のため、審査請求人に開示したとしても、審査請求人が相談者に対する不信感を抱くとは言えず、相談事業等の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるとは認められないことから、当該情報は条例第19条第6号に該当しない。

5 本件決定3の妥当性について

(1) 本件意見書の存否について

本件相談は、審査請求人の当時の上司が、管理監督者として審査請求人に関して職場における配慮の方針や方法等を検討するために、相談員である総括産業医等に

対して助言を求めて行ったものであることが認められる。

実施機関に確認したところ、通常、総括産業医による意見書が作成される事例は、健康診断、長時間勤務、ストレスチェック、復職支援等に関して、対象者職員と総括産業医が面接を行ったうえで、作成するものであるとのことである。一方、相談事業等は、前記4のウ(ア)のとおり対象者職員の管理監督者等と総括産業医等の間で行われるものであり、本件相談及び平成28年11月22日に行われた管理監督者健康相談において、審査請求人と総括産業医等は面談を行っていないことが認められる。

上記を踏まえると、本件意見書について存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(2) 本件報告書等の存否について

ア 通常、実施機関が心の健康問題を抱える職員の対応方法等について関係機関に相談した場合は、今後の対応を検討するために相談記録等を作成することが想定され、聞き取りを行った主治医の診断内容については、記録のうえ今後の方針等に取り組むことが想定される。

しかしながら、実施機関は、職場における配慮の方針を決定するB課長と実務的な支援等を行うC係長が受診同行し、審査請求人の主治医からの助言内容を共有していることから、報告書や記録を改めて作成する必要がないため作成しておらず、また、上司への報告も口頭で行ったとのことである。なお、出張の際の復命については、大阪市職員就業規則（平成4年規則第16号）第21条第3項により文書又は口頭により復命することが規定されている。

イ また、C係長の作成したメモ（以下「本件メモ」という。）について、実施機関に確認したところ、本件メモは、審査請求人の病院受診にC係長が受診同行した際にその内容を個人のノートに記録したものであるが、当該ノートはあくまで個人の備忘録として作成したものであり、組織として利用を予定しておらず、現に組織として利用していないとのことであった。

実施機関の当該主張を踏まえると、本件メモはC係長の個人的なメモであって、上記アのとおり上司への報告等にも使用されていないことから、実施機関における組織的な共用を予定したものではなく、組織共用の実態もないものとして、本件請求2に係る保有個人情報とは認められない。

ウ 上記ア及びイを踏まえると、本件報告書等を作成又は取得していないとする実施機関の主張を覆すに足る事実とは認められない。

(3) 以上より、本件意見書及び本件報告書等を作成又は取得していないとしてなされた本件決定3は妥当である。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理、委員 松本和彦

別表 1

文書名	該当箇所
相談票（「記入日」7月19日）	・「記入者」欄 ・「相談日来庁予定者」欄 ・「相談目的」欄

別表 2

文書名	該当箇所
健康相談・面接記録（平成28年8月1日）（面接担当者：A産業医）	・「経過・指導内容、および経過」欄 1行目から2行目まで、6行目及び7行目16文字目から8行目最終文字まで
健康相談・面接記録（平成28年8月1日）（面接担当者：H健康管理担当医）	・「氏名」欄 ・「経過・指導内容、および経過」欄 1行目
健康相談・面接記録（平成28年8月1日）（面接担当者：I保健副主幹）	・1ページ目「年月日」欄 2行目から4行目まで

※1行に記載された文字を左詰にして数えるものとする。

（参考）調査審議の経過 平成30年度諮問受理第6号、第7号及び第8号

年 月 日	経 過
平成30年12月12日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第6号）
平成30年12月17日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第7号）
平成31年1月8日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第8号）
令和元年12月27日	実施機関から意見書の収受（平成30年度諮問受理第6号、第7号及び第8号）
令和2年1月10日	調査審議
令和2年7月6日	調査審議
令和2年7月31日	調査審議
令和2年9月1日	調査審議
令和2年10月19日	答申